

フランス高等教育機関における学術交流協定
—事務手続きの視点から—

ストラスブール研究連絡センター

湊 涼子

1. はじめに

大学の国際競争力強化が求められている昨今、それなしでは語れないものの一つが、海外との学術交流協定である。本研修に参加する前、私は所属大学で学術交流協定の事務手続きを所掌業務の一つとして担当していた。協定書には双方の希望をしっかりと反映させなければならず、互いに譲れない部分にどう折り合いをつけるかなど、ルーチンの手続きではこなせない厄介な問題が多かった。法的文言などが含まれると、専門知識が必要であるし、定期異動がある一職員のみではもはや対応できなくなる。一方で、処理の速さも求められるのでのんびり考えるわけにもいかない。いろいろ頭を悩ませながら、ふと、相手の大学ではどうしているのかと気になり始めた。同じような悩みを抱えているのだろうか。もっと効率的なやり方をもっているのだろうか。独自のルールはあるのだろうか。特に、フランスの大学との交渉は独特のやりにくさがあった。

そこで、本研修の機会に、これらの疑問を解く一助とするため、フランスのいくつかの大学の担当者にインタビューをし、所属大学との共通点・相違点を知り、協定の事務手続きのあり方について調査してみたいと思った。

調査項目として、(1) 協定締結のための事務手続き、(2) 問題点があるとすればその事例、(3) 事務職員の職権の自由度の 3 点を設定した。(3) については、訪問先でのインタビュー中、事務職員の「自由裁量」という言葉をたびたび耳にするなど、フランスと日本では事務職員のスタンスが根本から違うのではないかという疑問を抱いたことから、調査項目に加えたものである。

2. 学術交流協定とは

学術交流協定には、双方の学長の署名をもって全学的に締結する「大学間学術交流協定」と双方の部局代表者の署名をもって部局単位で締結する「部局間学術交流協定」の 2 種類があるが、本稿では、大学全体としての姿勢がより表れる大学間学術交流協定に絞って考えることにする。以下「協定」という場合、大学間学術交流協定を指すものとする。

そもそも、協定とは何なのか。簡潔に言えば「国際交流推進のために外国の学術研究機関と結ぶ、学術交流を目的とした取決め」である。具体的には、人的交流（教職員や学生の交流）や学術交流（研究資料や刊行物等の情報交換、共同研究の実施、シンポジウムや国際会議の開催等）に関する事項を定めるのが一般的である。

では、協定をもつことにどのようなメリットがあるのだろうか。学術研究の面からは、(1) 相手校に自校の強みや戦略を示すことができる：重点を置く研究分野や世界展開の方向性などを協定校リストから読み取ってもらえる、(2) 最新の動向を知ることができる：大学案内等の送付やコンタクトパーソンを通じた部局を越えた情報交換により相手校の最新情報を入手できる、(3) 優秀な研究者の交流ができる：(2) によりそれぞれの研究者が互いに関心を引き合うことになれば受入れ・派遣に繋がる、といったメリットが考えられる。教育の面からは、(4) 学生交流の待

遇がいい：検定料や入学料の免除、単位の互換、学生寮への優先的入居など協定校だからこその優遇措置がある、(5) 外国人教師や学内セミナーの講師派遣、といったメリットがある。そのほか、大学自身のステイタス向上や、現地事業への協力の得られやすさなども挙げられよう。

このように、関心のある大学との協定を開拓していくことは、自大学の国際競争力をさらに高めるための当然の取り組みであると言えよう。

3. インタビュー

フランスの6つの大学（Ecole Centrale de Nantes、Université de Strasbourg、Université Pierre et Marie Curie、Université de Lorraine、Université de Perpignan Via Domitia、Université de Montpellier）で、協定担当者に話を聞いた。そのうち、特に興味深く、また長時間細やかに対応してくださった2大学のインタビューを、抜粋して紹介したい。

3-1. ロレーヌ大学（Université de Lorraine）

ナンシー第1大学、第2大学、メッス大学、ロレーヌ・ポリテクニクが統合して、2012年に誕生した総合大学。

対応者：Donato LORUBIO さん（国際部・アシスタントディレクター）

2016年11月10日実施

早速ですが、Lorubioさんは協定業務専門なのですか？

「はい、スペシャリストです。私は転職してきたのですが、前の大学でも協定を担当していました。」

所属大学では、協定担当は定期異動のあるポストです。そこに配置された職員が一から手続きを勉強していきます。慣れてきたと思ったら、また異動という....。

ところで、転職はフランスでは珍しいことですか？

「いいえ、キャリアアップのためにはよくあることだと思います。」

協定が発効するまでの流れを教えてください。

「締結までの流れは、これを見てください（内部資料につき公開不可）。いろいろな審議会に附議しますが、その過程で私たちは特別なウェブシステムを使っています。昨年（=2015年）導入されたのですが。

（パソコン画面を示しながら）書類のやりとりはすべてこの専用システム上で行います。書類が紙に印刷されるのは、学長の署名のときだけです。私がこのシステムに協定書案をアップロード

することからスタートしますが、必要な部署で順次ダウンロード、加筆修正、アップロードされ手続きが進んでいきます。そして、今どこで審議中なのかといった状況が一目でわかるようになっています。このシステムを導入してから、効率がぐんと上がりました。

それでも、締結に至るまで平均 5 ヶ月かかりますね。当然、協定のタイプによって変わります。MoU (= Memorandum of Understanding) の場合はもっと早いし、ダブルディグリーの場合はもっと長いです。」

協定相手はどうやって選ぶのですか？

「相手校の選定は、たいていコンタクトパーソンの所属部局が行います。学術、研究、教授言語の質を重視しています。私たち職員が相手校を見つけてくることもありますよ。特に学生にメリットがあると事前調査で分かれば、国際部から協定締結を上申します。」

職員みずから協定を開拓していけるというのは、驚きです。それが許されるのですね。

「大学のためになることを実行するのに、教員も職員もありません。逆になぜ、あなたの大学では職員はそれをしないのですか？」

協定の更新時に行っていることはありますか？

「5 年ごとに、協定に基づいて行った活動や今後の計画のレビューを実施しています。5 年間で何の実績もなかったり、研究者が更新を望まなければ、その協定を終了させます。規定を遵守しているかどうか、協定内容に修正の必要性が生じていないかどうか、定期的にジェネラルレビューも実施して、協定の“休眠状態”が生じないように管理しています。」

協定内容を詰める上で何かルールはありますか？

「原則、有効期限は 5 年で自動更新です。協定書はフランス語で作成しなければなりません。これはトゥーボン法¹という法律で決まっています。日本の大学と協定の交渉をするとき、悩まされるのはまさにこのことです。ほとんどの大学が協定書をフランス語で作成することを嫌がります。

¹ トゥーボン法 (Loi Toubon) : 正式名称は「1994 年 8 月 4 日付の法律第 94-665 号 (La loi no 94-665 du 4 août 1994 relative à l'emploi de la langue française)」。公的な場でのフランス語の使用を法制化し外国語の使用を制限した法律で、1994 年に制定された。トゥーボン法という俗称は、当時の文化大臣の Jacques Toubon の名にちなむ。以下に、高等教育機関に関連すると思われる条項を示す。

第 1 条 (抜粋)

憲法に則った共和国の言語たるフランス語は、フランスの特性と文化的遺産の基本要素をなす。教育、労働、取引、公共サービスではフランス語が用いられる。

第 5 条 (抜粋)

公法人または公共サービスを委託された私法人が締結する契約は、目的や形式を問わず、フランス語で書かれなければならない。

本条で規定する契約で外国人を相手方とするものについては、フランス語版のほかに、同等の効力を有するならば、外国語版を作成することが認められる。

Art. 1er. - Langue de la République en vertu de la Constitution, la langue française est un élément fondamental de la personnalité et du patrimoine de la France.

Elle est la langue de l'enseignement, du travail, des échanges et des services publics.

Art. 5. - Quels qu'en soient l'objet et les formes, les contrats auxquels une personne morale de droit public ou une personne privée exécutant une mission de service public sont parties sont rédigés en langue française.

Les contrats visés au présent article conclus avec un ou plusieurs cocontractants étrangers peuvent comporter, outre la rédaction en français, une ou plusieurs versions en langue étrangère pouvant également faire foi.

こちらは法律で義務付けられているので、譲れません。説得するのに、いつも骨が折れますね。」

私も協定手続きを担当していたとき、フランスの大学はなぜこんなに拘るのだろう、英語でいいじゃないかと思っていましたが、今疑問が解けました！

「日本の大学についてさらに言うと、ざっくりした内容の全学的な協定を希望されることが多いのですが、私たちは、科目や単位といった特定の事項について詳細を詰めた協定を望んでいます。求める協定のタイプにズレを感じています。

交渉はスムーズに行かないこともあります。日本の大学は素晴らしい学術教育レベルをもっている。日本の大学とのコラボレーションにはとても関心があります。学生に、異国文化に触れる貴重な機会を提供できるということも大きな魅力です。」

ありがとうございました。最後に...職員一人ひとりに個室があるのは羨ましいです。

「フランスでは普通だと思いますよ。多くても1部屋に2人かな。パーソナルスペースの確保は大切です。」

<インタビューを終えて>

実際にパソコンを操作しながら、丁寧に手続きの流れを紹介して下さった。「学生のために」という言葉が何度も出てきたのが印象的だった。気さくな人柄で、研究者や学生は相談しやすいだろう。

協定手続き用の学内システムは、使い勝手がよさそうで、紙の決裁で生じる無駄が解消されているように思えた。システム開発にあたっては、Lorubioさんたち国際部の要望が十分反映されたようだ。導入するには決して安くはなかったであろうこのシステムから、ロレーヌ大学の協定への力の入れ具合が伺い知れた。

職員も積極的に相手校を見つけに行くという話は驚きだった。のみならず、ほとんどのことは担当者レベルで判断して進めていくというのは、インタビューしたほかの大学の担当者も述べていた。職位に関係なくそれぞれに「責任」があり、日本のように逐一上司に伺いを立てることはないようだ。それをすれば、逆に「そんなことも判断できないのか」と低い評価を下されかねないとのことであった。

3-2. ストラスブール大学 (Université de Strasbourg)

1538年創立。1970年以降分かれていたルイ・パストゥール大学、マルク・ブロック大学及びロベール・シューマン大学が、2009年に再統合。多くのノーベル賞受賞者を輩出するフランス屈指の総合大学。日本学術振興会ストラスブール研究連絡センターは、当大学の日仏大学会館内にある。

対応者：Anne KLIPFELさん（言語学部・国際関係責任者、元・国際部所属）

2017年2月13日実施

お忙しいところ、来てくださりありがとうございます。

「なかなか時間が取れなくて、ごめんなさい。現在は、国際部から異動したので、あくまで当時の状況だということを念頭に、聞いてくださいね。協定の元エキスパートという立場で話しますから。」

ではまず、協定手続きの流れを教えてください。

「部局間協定の手続きは複雑ですが、大学間協定は相対的に簡単です。国際部で作成した協定書案を *Conseil de la Formation Universitaire* で審議します。協定によっては、教育面を担当する *Conseil des Etudes* にも附議することがあります。学生交流に関する協定の場合は、*Conseil de la Vie Universitaire* でも審議します。そこでは、その協定計画がフランスの学生管理の法律に適っているかを確認します。すべての審議後、学長または国際担当副学長が署名をして締結となります。」

新規協定の締結にはどのくらいかかりますか？

「平均 2 ヶ月です。私に関わったもののうち 3 年分の協定から算出しました。ですが、2 年かかるものもあります。議論すべきポイントがたくさん出てきたり、相手校のレスポンスが悪かったりすると、時間がかかります。協定の性質にもよります。例えば「*Accords Cadres*」と呼ばれる一般的な協定の場合、詳細についてはほとんど盛り込まれません。交渉する時間もないくらいあっという間に締結されてしまいます。一方、それ以外の詳細な内容の協定や学生交流に関する協定だと、もっと時間をかけなければなりません。」

ストラスブール大学には、しっかりとした協定書のモデルがあります。計画に関するものや学生に関するものなど、いろいろなパターンがあります。例えば、これは学生交流に関するモデルですが、チェックリストがついています。学生の選考方法は？交流学生の資格は？など、決めなければならないことが一目で分かるようになっています。このモデルがないと協定は作れません。」

コンタクトパーソンについて教えてください。

「コンタクトパーソンには 2 種類の人があります。1 人目はプロジェクトリーダーで、教員が担当します。プログラムコーディネーターとも言います。2 人目は事務側担当者です。私が国際部在籍時におこなっていたことは、プロジェクトリーダーと相談して文案を作成、相手校に提案、そして交渉です。相手校との交渉は本当に大変でした。」

協定の更新手続きについてはいかがですか？

「協定は、期間 5 年、自動更新なしが原則です。5 年後に評価を実施します。何をしたか、何をしなかったか。全く協定として機能していなければ、国際部はプロジェクトリーダーに協定を終結するよう要求します。ところが、プロジェクトリーダーの多くは、そのときになって初めてその存在を思い出して、この協定は継続すべきだと納得せず、“良き同僚”である国際担当副学長に“泣きついて”、結局更新されてしまいます。これは大きな問題です！」

ほかにも問題はありますか？

「協定の質についてですね。国際部は、戦略と方向性をもたせるために協定案を精査したいのですが、教員はどんどん協定を結びたがり、それを断るのは難しいです。

国際部にはたくさんの協定希望が持ち込まれます。協定担当者 3 人では限界があり、いつも書類は山積みです。優先度の高い順番に少しずつ処理していくしかありません。日本の大学では何人くらいで担当するのですか？」

所属大学では 1 人か 2 人です。ただし専任ではありません。

ところで、教員と職員の関係はどうなのでしょう？

「その質問に答えるのは難しいですね。教員と職員それぞれに、対等だと思う人もいれば、そう思わない人もいます。そもそも教員と職員は役割が違うので、比べることはできません。教員は規則をよく理解せずは無茶な計画を上げてくることがあります。職員の役割はそこで“Non”とはっきり言うことです。いわば法の番人です。教員にとってはおもしろくないでしょうが、リスクを回避するためには必要なことです。ときどき、教員と職員は分かり合えないことがあるのが面倒ですが、もし互いに協力して働きたいと本当に考えるなら、上下関係があるかないかという疑問は起こらなくなると思います。」

協定関係の資金サポートはありますか？

「“Bourse Unistra”と呼ばれる、国際部が指定した国へ留学する学生のための奨学金制度があります。日本はその対象国のひとつです。ほかにも、プロジェクトリーダーが相手校に交渉などに行く場合、その旅費を支援することも可能です。

ただ、大学はいつも予算の問題に悩まされています。フランスの大学は国と地方からの交付金で運営されていますが、配分額がとても少ないのです。」

最後に、日本の大学は協定相手として魅力的ですか？

「日本とは 25 大学と協定をもっています。それが何よりの答えです。25 という数字は多いでしょう？」

ストラスブール大学と日本の大学のあいだには、明治時代から続く長い歴史があります。早い段階から日本の研究の質に関心を持ち、研究者を通して関係を築き上げ、次第に学生の交流へと広がっていきました。1986 年に日本語学科が設立され、毎年 400 人以上の学生が日本語を学んでいます。ストラスブール大学では、日本語は、英語に次いで 2 番目に履修する学生が多い外国語ですよ。

日本の大学との交渉はスムーズでしたか？

「常に問題なのは、日本人学生のフランス語レベルです。それはいつも相手校と議論になるポイント

ントでした。フランス語で授業を受けるためには最低 B2 レベル²を条件にしたいのですが、相手校はもう少しレベルを下げるよう求めてきます。しかし私たちは、日本人留学生が低い語学レベルのために授業についていけず試験も失敗する例をよく知っています。日本人にとってフランス語はまったく違う言語なので、下手なのは当然です。だからこそ、B2 レベルは必須です。このこと以外は全く問題ありません。日本の大学と仕事をするのは大好きでした。彼らは信頼できる人たちだからです。たくさん議論しましたよ。“信頼”、それは私が最も好きなことです。」

ほかの国の場合は違いますか？

「違いますね。ほかの国（ここでは国名を伏せる）では、協定書案のやりとりを重ねていくうち、相手校の母語で書かれた文案から、あるパラグラフが突然消えたりします。フランス人はこの言語を理解できないからこっそり削除しても気づかないだろう、という悪意を感じずにはいられません。日本の大学とは、そういうリスクがまったくありませんでした。」

ありがとうございました。日本の大学職員を高く評価していただいて嬉しいです。

「最初に言ったとおり、今日の話は現在の国際部の状況ではないということを忘れないでくださいね。」

<インタビューを終えて>

Klipfel さんへのインタビューは、日仏大学会館の Marie-Claire Lett 館長の紹介で実現した。日仏大学会館でランチをしながら、ざっくばらんに話していただいた。

相手校との交渉の大変さを聞いた際、時差や言葉の壁などもあり調整がなかなか進まずやきもきした当手を思い出した。やはりどこでも交渉は大変なのだ。

協定の質を課題に挙げられていたが、確かに一度締結したものを終わらせるのは難しい。所属大学でも「休眠状態」の協定への対応は悩みの種であったので、共感するところである。

教員と職員の関係についての話も興味深かった。対等かどうかなどという質問は、さぞ奇妙に思われたことだろう。ストラスブール大学のインタビューとは離れるが、とある大学で聞いた印象的なエピソードの一つに学長の出張がある。学長が学会などに出張する際は、その分野の専門教員あるいは訪問地域と関係がある教員が随行することはあるものの、職員が出て行くことはないのだそうだ。スケジュール調整や訪問アレンジも、学長と教員だけでやってしまう。研究のことは研究者が対応するのが当然で、職員が下準備をするという発想がそもそもないのである。これはフランスの多くの大学で当てはまることのようにだ。そういえば、国際部在籍当時、随行した学長会議で、学長独りで出席している海外の大学がいくつもあり驚いた記憶がある。

インタビューは、質問の意図や回答について誤解を少しでも減らし、気持ちよく話してもらいたいという思いから、フランス語で試みた。この“自分ルール”は大いにみずからの首を絞めること

² B2 レベル：フランス語を全般に渡って自主的に運用できる。複雑なテキストの要点を理解すると同時に、一般的あるいは専門的な内容の会話に参加し、筋道の通った意見を明確に詳細に述べることができる。

アンスティチュ・フランセ関西 HP 内「言語に関する欧州共通基準」参照（2017年2月13日アクセス）

http://www.institutfrancais.jp/kansai/cours/d_levelcheck/

になった。フランス人は概しておしゃべり好きであり、母語となるとマシンガンのように会話が止まらない。テープ起こしからの和訳は泣きながらの作業となった。それでも、本音を聞き出すことができたのは収穫である。

3-3. 回答結果

ロレーヌ大学	ストラスブール大学
1. 構成員数	
学生：約 53,000 人 うち留学生：約 8,000 人 教員：約 3,700 人、職員：約 3,100 人	学生：約 46,600 人 うち留学生：約 9,000 人 教員：約 2,800 人、職員：約 2,000 人
2. 国際部	
2-1. 職員数	
27 人	17 人
2-2. 主な業務	
Sous-Direction Coopération：協定、国際プロジェクト、国際ネットワーク、国際会議 Sous-Direction Mobilité：学生の受入れ・派遣、奨学金 Sous-Direction Accueil：渡航ビザ、宿舎	Département des Partenariats Internationaux：協定、国際プロジェクト、国際ネットワーク、国際会議、海外からの公式訪問対応 Département de Mobilité Internationale：学生の受入れ・派遣、奨学金、留学生サポート
2-3. 協定担当者	
専任職員	専任職員
3. 手続き	
3-1. 基本の流れ	
国際部が複数の関係部署と調整の上、協定書案を作成→協定内容のタイプごとに担当審議会にて審議→学長が署名	国際部にて協定書案の調整→協定内容のタイプごとに担当審議会にて審議→学長または国際担当副学長が署名
3-2. 相手校選定のポイント	
学術・研究・教授言語の質	学術・研究・教育の質、信頼関係、威信と評判
3-3. 締結に至るまでの期間	
平均 5 ヶ月	平均 2 ヶ月
3-4. 学内ルール	
学長が署名、有効期限 5 年、自動更新、交流学生の入学料免除、単位認定、協定書はフランス語で作成	学長または国際担当副学長が署名、有効期限 5 年、自動更新不可、学内モデルに従って手続き、協定書はフランス語で作成

4. 協定の運用	
4-1. コンタクトパーソンの役割	
相手校との連絡調整、協定内容の教育関係の部分（ダブルディグリー等）への助言	2人体制 ①プログラムコーディネーター：教育・研究面担当、②事務側担当者：①のサポート、協定書案の作成、相手校との交渉
4-2. 更新時に行うこと	
5年ごとのレビュー	5年後にレビュー
4-3. 予算措置	
—	対象国への留学に対する奨学金制度、コンタクトパーソンへの旅費支援
5. 協定数	
5-1. 現在の協定数	
約 400（エラスムス・プラス ³ では 980）	約 1,500（エラスムス・プラスでは 1,000 以上）
5-2. 目標数	
なし。学生の流動性や留学生数が重要	なし。質が重要
6. 日本の大学の魅力	
高い教育学術レベルと文化	明治時代から続く関係、信頼感
7. 課題	
協定書の使用言語、希望する協定内容の不一致	戦略や方向性が不明確な協定の存在、担当職員の不足、受入れ学生の言語レベル

4. おわりに

どの大学も事務手続きについては、所属大学のそれと大差はなく、課題もそれぞれ抱えていた。ルールに則って手続きを進め、まじめに仕事に向き合い、問題に頭を抱えながら解決策を模索していることは、1年以上フランスで生活して感じていたフランス人の「おおらかさ」に反し、意外であった。また、前項でも触れたが、職員の権限や教員と職員の関係については、日本と大きな違いがあった。これらは実際に話を聞かなければ知りえないことであり、本調査に取り組んだ意義を感じている。

トゥーボン法の存在を今回初めて知ったが、やはり相手国の法律や文化を学ぶことは大切だ。

³ エラスムス・プラス (Erasmus+) : EU の「Europe2020」戦略の一環として 2014 年に始動。EU 域内留学支援の「エラスムス (Erasmus)」を含む生涯教育プログラム、域外との人的交流支援の「エラスムス・ムンドゥス (Erasmus Mundus)」を含む国際高等教育プログラム、青少年行動計画の 3 つを統合した資金助成プログラムである。7 年間の予算は、総額 147 億ユーロ。2020 年までに、のべ 400 万人以上の学生への留学支援を想定している。域外からの留学は修士課程が対象。一度の留学で域内の複数の国で学ぶことができ、複数の大学での学位取得が可能である。奨学金予算総額のうち 75% が域外の学生に割り当てられている。

交渉が思うように進まなくても、腹を立てる前に相手の背景にあるものを考えてみる。そうすれば、尊重の気持ちとともに、互いに良い意味での妥協点がおのずと見つかるのではないか。もちろん、こちら側も自分たちの考え方を伝える努力を怠ってはいけない。

グローバル社会では、相手国の単なる真似ではなく、日本人としての個性を大事にして (Klipfelさんが教えてくれた、相手から信頼を得る力もその一つ)、自分の思いを正確に発信することが重要なのではないだろうか。本研修を通じてこのことを学べたように思う。

5. 謝辞

貴重な時間を割き快くインタビューに応じてくださったロレーヌ大学の Donato LORUBIO さんとストラスブール大学の Anne KLIPFEL さん、そして、本調査に多大な理解と支援をくださった宮本博幸ストラスブール研究連絡センター長をはじめ、ストラスブール大学日仏大学会館長の Marie-Claire Lett 先生、同大学日本委員会委員長の中谷陽一先生、ストラスブール政治学院修士課程 2 年生の Aurora POP さん、大阪大学国際部国際企画課の皆様に、心から感謝を申し上げます。

参考文献・参考 URL

ロレーヌ大学 HP (2016 年 11 月 8 日アクセス)

<http://www.univ-lorraine.fr/>

ストラスブール大学 HP (2017 年 2 月 10 日アクセス)

https://www.unistra.fr/index.php?id=accueil&utm_source=unistra_fr&utm_medium=unistra_fr_homepage

トゥーボン法

Légifrance からダウンロード (2016 年 11 月 11 日アクセス)

<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=LEGITEXT000005616341>

エラスムス・プラス

Campus France HP からダウンロード (2016 年 11 月 11 日アクセス)

http://www.europedirectplr.fr/wp-content/uploads/Erasmus_plus.pdf